

平成27年 5 月 28 日（木曜日）

午前10時 0 分開会

会議に付した案件

○概要説明

教育委員会、福祉保健部

1. 本県の家庭教育支援の現状と取組について
2. 子どもの貧困の現状等について

○協議事項

1. 委員会の調査事項について
2. 調査活動方針・計画について
3. 県内調査について
4. 次回委員会について
5. その他

出席委員（11人）

委員	長	右松隆央
副委員	長	横田照夫
委員		坂口博美
委員		丸山裕次郎
委員		二見康之
委員		清山知憲
委員		太田清海
委員		岩切達哉
委員		河野哲也
委員		前屋敷恵美
委員		有岡浩一

欠席委員（なし）

委員外議員（なし）

説明のために出席した者

教育委員会

教育長 飛田 洋

教育次長 原田 幸二
(総括)

教育次長 川井田 和人
(教育政策担当)

総務課長 大西 祐二

参事兼財務福利課長 田方 浩二

学校政策課長 川越 良一

学校支援監 永山 良宣

特別支援教育室長 坂元 厳

生涯学習課長 恵利 修二

福祉保健部

福祉保健部次長 高原 みゆき
(福祉担当)

こども政策局長 椎 重明

部参事兼福祉保健課長 渡邊 浩司

国保・援護課長 日高 裕次

こども政策課長 川畑 充代

こども家庭課長 徳永 雅彦

事務局職員出席者

政策調査課主任主事 押川 幸司

政策調査課副主幹 沖米田 哲哉

○右松委員長 それでは、ただいまから宮崎のこども対策特別委員会を開会いたします。

まず、委員席の決定についてであります。ただいま御着席のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○右松委員長 それでは、そのように決定いたします。

次に、本日の委員会の日程についてですが、お手元に配付の日程（案）をごらんください。

本日は、委員会設置後、初の委員会でありま

すので、まず執行部により、当委員会の設置目的に関連する現状等につきまして概要説明をいただいた後に、調査事項及び活動方針、活動計画について御協議いただきたいと思います。

以上のように取り進めてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○右松委員長 それでは、そのように決定いたします。

では、執行部入室のため、暫時休憩いたします。

午前10時1分休憩

午前10時2分再開

○右松委員長 委員会を再開いたします。

教育委員会と福祉保健部においていただきました。

初めに、一言御挨拶を申し上げます。

私は、この特別委員会の委員長に選任をされました宮崎市選出の右松隆央でございます。

私ども11名が、さきの県議会におきまして委員として選任をされ、今後1年間、調査活動を実施していくこととなりました。

河野知事の2期目の重点政策の1番目が人財づくりとなっております、その第1項目が「家庭・地域・学校が一体となった人財の育成」となっております。日本一の子育て環境に磨きをかけていく上でも、家庭教育を支援していくことは極めて重要な投資だと認識いたしております。

あわせて、子どもの貧困対策も本県の喫緊の県政課題であります。2年前に、同じ宮崎のこども対策特別委員会が設置されておりますので、そこでの調査内容も参考にさせていただきながら、2回目の今年度は、具体的な成果に結びつけていくことが、県民の信託に応えていくもの

だと自覚をいたしております。

11名の委員でしっかりと協議をし、具体的な成果を出してまいりたいと決意をいたしておりますので、御協力をどうかよろしくお願いいたします。

次に、委員を紹介いたします。

最初に、私の隣が、宮崎市選出の横田照夫副委員長でございます。

続きまして、皆様から見て左側から、児湯郡選出の坂口博美委員です。

小林市・西諸県郡選出の丸山裕次郎委員です。

都城市選出の二見康之委員です。

宮崎市選出の清山知憲委員です。

続きまして、皆様から見て右側から、延岡市選出の太田清海委員です。

宮崎市選出の岩切達哉委員です。

延岡市選出の河野哲也委員です。

宮崎市選出の前屋敷恵美委員です。

宮崎市選出の有岡浩一委員です。

以上で委員の紹介を終わります。

執行部の皆様の紹介につきましては、出席者名簿をいただいておりますので、省略させていただいて結構でございます。

それでは、概要説明をお願いいたします。

○飛田教育長 おはようございます。教育長の飛田でございます。

このたび、宮崎のこども対策特別委員会を設置いただき、委員の皆様方に子ども対策について御審議をいただきますことは、郷土宮崎や日本の将来を担う子どもたちの健全育成を進めていく教育委員会や福祉保健部といたしましては、大変ありがたく、心強く思っているところであります。

本日は、教育委員会と福祉保健部合同で出席をさせていただいております。どうぞよろしく

お願いいたします。

子供を取り巻く状況というのは厳しくなってきたような感じを持っておりますが、そういう中でも、宮崎の子供たちが夢と希望を膨らませながら、自分の可能性を信じて前向きに挑戦していくことができるよう、関係部局とも緊密に連携しながら、しっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

右松委員長を初め、委員の皆様のご指導、御支援をどうぞよろしく申し上げます。

これから座って説明させていただきます。

この後、まず教育委員会から本県の家庭教育支援の現状と取組について御説明させていただきます。教育委員会に続いて、福祉保健部から子どもの貧困の現状等について説明がございます。

それでは、まず教育委員会のほうですが、下に教育委員会と書いております宮崎のこども対策特別委員会資料1ページをお開きくださいませ。

目次をごらんください。

教育委員会から、まず第二次宮崎県教育振興基本計画の全体像、家庭教育に関する現状、家庭教育支援のための主な取組等について説明させていただきます。

資料の2ページをごらんください。

教育委員会といたしましては、資料の2ページの中ほどにスローガンと示しておりますが、「未来を切り拓く 心豊かでたくましい 宮崎の人づくり」をスローガンとして、平成23年に第二次宮崎県教育振興基本計画を策定いたしております。

この計画では、目指す姿の実現に向けて5つの施策の目標を掲げておりますが、2ページの左下、施策の目標Iを見てください。何よりそ

の第1に、「県民総ぐるみによる教育の推進」を掲げ、学校・家庭・地域や企業・市民団体等が一体となって取り組む教育の推進や、家庭や地域の教育力向上に取り組んでいるところでございます。

本県が活力を持ち続け、さらに発展していくためには、また、子供たちが健やかに成長していくためには、人づくりの基盤となる家庭教育力、そして、子供たちの成長を見守り育む地域の教育力の向上が不可欠でございますので、これまでの取組の成果を継承しながら、今後とも、家庭や地域の教育力の向上にしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

なお、この振興基本計画につきましては、今年度中に部分改定する予定で準備を進めております。

この後、担当課長から具体的な事項について説明させていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

私からは以上でございます。

○**恵利生涯学習課長** 生涯学習課でございます。

資料の3ページをお願いいたします。

家庭教育に関する現状について御説明をいたします。

まず、1の家庭や地域の教育力についてであります。

これはPTA団体の調査であります。家庭の教育力の現状に関しましては、平成25年度に保護者の意識調査を実施しております。図1にありますように、家庭でのしつけの状況について、家庭で十分しつけをしない、できない保護者がふえているとの声をどう思いますかとの問いに対して、特にそう感じている、または、ややそう感じていると答えた保護者は82.7%でありました。

このことから、家庭の教育力の低下が危惧されており、家庭教育支援に関しては、今後、より一層の取組が必要であると考えております。

また、図2にありますように、あなたは子育てについてどの程度悩みや不安がありますかという問いに対して、非常にある、または、多少あると答えた保護者は全体の65.2%でありました。

このことから、多くの保護者が子育てについて不安や悩みを抱えていると考えられ、子育ての中の親を支援するための取組が必要だと考えております。

また、昨年度に県教育委員会が実施した宮崎の教育に関する調査によりますと、図3にありますように、保護者が考える家庭が担うべき役割として、日常的な生活習慣を身につけることや基本的なルールやマナーを守ることなど、生活習慣や規範意識、道徳心の育成などが上位を占めるなど、家庭が担うべき役割についての、本県の保護者の理解は高いものがあると考えております。

4ページをお開きください。

一方、宮崎県県民意識調査では、図4にありますように、地域のつながりについて、強い、あるいは少し強いと答えた県民は38.2%にとどまっており、地域の教育力の低下も懸念されているところであります。

また、図5にありますように、平成13年の国の調査研究によりますと、家庭の教育力の低下の理由として一番多かった項目は、子供に対して、過保護、甘やかせすぎや過干渉な親の増加が66.7%でありました。また、子供に対するしつけや教育の仕方がわからない親の増加も47.1%ありました。

このことから、親が身近な人から子育てや家

庭教育を学ぶ機会を提供するなど、地域ぐるみの総合的な支援が必要であると考えます。

さらに、図6にありますように、平成19年の内閣府の調査によりますと、親が子供に対して社会規範やしつけがきちんとできていないと思う理由として、親自身が基本的な生活習慣が身につけていないや、親の責任感や心構えが弱いなどが挙げられております。

このことから、親自身の学びについても支援が必要になってくるものと考えます。

5ページをお開きください。

図7であります。統計調査課のデータによりますと、宮崎県の一般世帯人員別割合の推移では、平成7年から平成22年にかけて、1人または2人世帯の割合が徐々にふえてきており、逆に5人以上の世帯は年々減ってきており、この中には、子供が多い世帯も含まれることから、3世代家族の割合はさらに少なくなるものと考えられます。

このような現状から、本県におきましても核家族化が進んでいることから、祖父母など、身近な人から家庭教育について、親が学ぶ機会が少なくなっていると考えられます。

次に、他県の状況と比較した宮崎県の状況について御説明いたします。

まず、(1)に示したように、「いい子どもが育つ」都道府県ランキングという民間の調査会社が、全国学力・学習状況調査をもとに3年ごとに出しているランキングであります。

この調査によりますと、総合順位は、平成19年度、平成22年度が全国1位、平成25年度は全国2位であり、全国的な視点から、本県はいい子供が育つよい環境にあると考えておりますが、全項目別に見ていきますと、早寝・早起き・朝ごはんに関する生活習慣に関する項目は、調査

年度ごとに順位が下降している傾向も見られません。

次に、(2)の全国学力・学習状況調査の児童・生徒の意識調査の結果から、家庭教育に関係する主な項目を抜粋しております。

学校の授業時間以外に、1日どれくらいの時間勉強しますかについて、小中学校とも全国1位であるほか、家庭教育にかかわる質問項目につきましては、本県は全国上位に入るものが多い傾向であります。地域の行事への参加や一部の生活習慣等を見ると、必ずしも良好とは言えない項目も散見される状況であります。

このようなことから、県教育委員会では学校、家庭、地域が一体となって、現在、子育てをしている保護者への支援に努めていくとともに、これからの親世代となる子供たちへの支援にさらに積極的に取り組んでいきたいと考えております。

6ページをお開きください。

続きまして、Ⅲの家庭教育支援のための主な取組等について御説明いたします。

1、課題等ではありますが、大きく4点説明させていただきます。

まず、地域のつながりの希薄化、核家族化や三世帯世帯の減少などにより、親が身近な人に子育てや家庭教育を学ぶ機会が減少しており、家庭の教育力の低下が懸念されていることでもあります。

次に、ひとり親家庭等で、時間的・精神的・経済的なゆとりの不足などから、子育てに困難を感じ、子供に十分対応できない家庭もあり、このような家庭には、地域社会も含めた総合的な支援が必要なことであります。また、悩みや不安及び困難を抱える親、孤立しがちな親、子育てに無関心な親、仕事で忙しい親など、家庭

教育への支援を必要としている家庭もあり、そのような家庭に十分な支援を届ける必要性が挙げられます。

さらに、さまざまな課題への学校だけの対応の難しさであります。不登校や虐待を初めとする困難な課題に対しましては、各学校において、さまざまな工夫をしながら対応しているところではありますが、困難な課題の多くは、その原因に家庭環境や友人関係、成育歴など、さまざまな要因が絡むため、課題解決は容易ではありません。

そのため、中心となって担当する学級担任等の負担が過剰になっていたり、対応が長期にわたるような状況になりますと、通常行うべき授業に影響が出たりすることもあります。

このような状況に対しまして、学校は組織的な対応に努めているものの、課題を解決するには、学校だけの対応では大変難しい状況になっております。

これらの課題等を受けて、教育委員会では、2の学校・家庭・地域や企業・市民団体等が一体となって取り組む教育の推進に取り組んでおります。

まず、(1)にありますように、地域の教育力を活性化するために、①の地域のボランティアによる学校教育支援活動や②の子供の安全・安心な居場所をつくる放課後子供教室、③の地域の方々の協力による学校内外の安全体制の整備にも取り組んでいるところであります。

次に、(2)にありますように、社会全体で子どもを見守り育む機運を醸成するために、①の「県民総ぐるみ教育フェスティバル」を開催したり、②の県民総ぐるみによる教育を推進する際の留意点を掲載したリーフレットを配布したりしております。

さらに、(3)にありますように、地域におけるネットワークを強化するために、①の地域で社会教育を推進するリーダーによる協議や情報交換を行う会議を開催しております。

そして、(4)の指導者を養成する取組といたしましては、①の子供の育成支援をしている地域のリーダーの資質向上を図るとともに、新たなリーダーを養成するための研修会を実施しております。

7ページをお開きください。

続いて、3の家庭や地域の教育力の向上に係る取組であります。まず、(1)にありますように、親としての学びを充実させるために、参加体験型で親としての役割や子供とのかかわり方などを楽しく学ぶことができる①の「みやざき家庭教育サポートプログラム」を作成しており、②にありますように、このプログラムを県内に広く普及するために、進行役を務めるトレーナーを養成しております。

また、③にありますように、このプログラムを活用した講座につきましては、各市町村等と連携を図りながら実施しているところであります。講座の中には、これからの親世代、中高生を対象にした家事や育児の考え方など、親になったときに大切にしたいことを学ぶ講座も含まれております。

次に、(2)にありますように、親子の触れ合い・絆づくりを推進するために、①の県内7つのモデル地区における海岸清掃活動や地区の史跡巡りなど、地域の特色を生かしたふれあい活動を展開しております。また、②にありますように、父親や祖父母等の家庭教育の参加促進を図るための「みやざき子育て・孫育てフォーラム」を開催しております。

そして、(3)にありますように、子どもの生

活習慣をつくるために、①の県内7つのモデル地区における夏休み期間の地区住民参加によるラジオ体操を実施しているところであります。また、②にありますように、県内小学1年生を対象に、親子で規則正しい生活リズムについて意識するために、「親子いきいき生活カレンダー」を作成し、配布しております。

続きまして、4の学校毎に行っている家庭教育支援の取組についてであります。

各学校におきましては、家庭教育を支援するために、まず、1の基本的な生活習慣の定着等を目指した取組につきましては、テレビを消して親子の会話や触れ合い等を進めるノーテレビデー等の設定や実践等を進めております。また、②のPTA組織や地域と連携した取組につきましては、親が子育てについて学ぶための「家庭教育学級」の設置や教育記念講演会等の実施に取り組んでおります。

次に、③の関係機関等との連携した取組につきましては、児童相談所や民生・児童委員、スクールソーシャルワーカー等と連携し、子供の健やかな育ちや保護者へのきめ細かな支援等に取り組んでおります。

最後に、④の次世代の親となる高校生を対象とした取組につきましては、将来、障がいのある子供の親になったときのために、障がいに対する理解を深め、障がいのある方とともに生きていくことの大切さを学ぶ「次世代ペアレント授業」を県主催で取り組んでおります。

以上であります。

○日高国保・援護課長 子どもの貧困等の状況等について御説明いたします。

福祉保健部の資料の目次をごらんください。国保・援護課からは、Ⅰ国の動き、Ⅱ本県的生活保護の状況について御説明させていただきます。

す。

1 ページをお開きください。

I 国の動きの現状・背景についてであります。
網かけの太枠内をごらんください。

我が国の子どもの貧困率は、国民生活基礎調査によりますと、平成24年時点で16.3%となっております。日本の子どもの貧困率を国際的に比較いたしますと、下の棒グラフ、子どもの貧困率のグラフでございますが、2010年、平成22年のOECD（経済協力開発機構）加盟国の34カ国中、低い順から数えて25番目に位置しております。日本の子どもの貧困率の水準は、先進国の中でも高いと言われております。

もう一度、太枠内にお戻りください。

2つ目の四角ですけど、子どもの貧困の状況を示す別の指標としまして、生活保護世帯の子どもの高等学校進学率があります。平成25年時点で全国の生活保護世帯の子どもの高等学校進学率は90.8%であり、一般世帯を含む全世帯の進学率の98.6%と比較しますと、約8ポイント低い水準となっております。

太枠内の1つ目の四角、子どもの貧困の横に相対的貧困率というふうに記載しておりますが、ここで貧困の考え方について説明させていただきます。

貧困には、相対的貧困と絶対的貧困という考え方がございます。網かけの太枠の下の米印に記載しておりますように、ある地域社会において当たり前とされる生活ができない状態を相対的貧困といいます。例えば、日本では住まいがあり、毎日2食、または3食の食事を食べられるような生活が一般的だと思われま。しかし、中には、その一般的と考えられている生活を送ることができない方々もいらっしゃいます。

一方で、戦後の食べるものに困っていたよう

な状況とか、外国の路上で生活する子どもを想像する方もいらっしゃるかと思いますが、こうした人々が生活する上で必要最低限の水準が満たされない状態、これを絶対的貧困といいます。

子どもの貧困を示す指標として使われております子どもの貧困率は、相対的貧困の考え方で算定されたものとなっております。

次に、子どもの貧困率がどのように算定されているかについて説明させていただきます。

真ん中の下のほう、子どもの貧困率についてのグラフをごらんください。

子どもの貧困率は、OECDの基準に基づいて算定されてお。りまして、17歳以下の子供のうち、等価可処分所得が貧困線に満たない状態で生活している子供の割合のことです。

グラフを使用して、具体的に説明させていただきます。

まず、17歳以下の日本の全ての子供について、1人当たりの1年間の税金などを差し引いた可処分所得を算定いたします。通常、子供本人には所得はございませんが、ここでは子供の属する世帯の可処分所得から、その子供の額を算定します。

例えば、世帯の可処分所得が400万円の4人世帯の場合、可処分所得が100万円の1人世帯と比べますと、4人世帯のほうがゆとりが通常はあるわけです。これは、光熱水費などの共通の経費が、人数が多いほど割安になる傾向があるためです。このため、グラフの下の米印にありますように、400万円を世帯人数の4で割らずに、4の平方根の2で割って、等価可処分所得を計算いたします。

次に、全ての子供を等価可処分所得の低い順から並べまして、全体の中で真ん中の所得額、グラフにおいて、中央値244万円と示されてお。り

ますが、この半分、122万円が貧困線となっておりまして、これに満たない子供の割合が子どもの貧困率になります。

一般的に、この相対的貧困率というのが高いと社会全体の格差が大きく、貧困率が低いと格差が小さいと考えられます。

資料の2ページをお開きください。

最初に説明いたしました現状から子供の貧困問題を社会全体の問題として捉え、その対策に取り組もうという機運が高まりまして、平成25年6月に子どもの貧困対策の推進に関する法律が成立し、平成26年1月に施行されております。

子どもの貧困対策法の目的であります、貧困の状況にある子供が健やかに育成される環境を整備するとともに教育の機会均等を図るため、子どもの貧困対策を総合的に推進することとされております。

そして、法の基本理念として、子どもの貧困対策は子供の将来がその生まれ育った環境によって左右されることのない社会を実現するために推進されなければならないこと、国及び地方公共団体等の密接な連携のもとに総合的な取組として行わなければならないことが掲げられています。

次に、子どもの貧困対策を総合的に推進するための枠組みですが、国は、総理大臣を会長とする子どもの貧困対策会議を設置し、国の基本方針等を盛り込んだ大綱案の作成や対策に関する重要事項について審議することとなっております。そして、国は大綱を定め、都道府県は大綱を勘案して子どもの貧困対策計画を策定するよう努めることとされております。

県計画については、本年度に策定する予定であります。

このように、国と地方公共団体は密接な連携

のもと、総合的な取組として子どもの貧困対策に取り組むこととされております。

次に（2）の子どもの貧困対策に関する大綱をごらんください。

子どもの貧困対策に関する大綱は、平成26年8月に閣議決定しており、基本的な方針のほか、子どもの貧困に関する指標、指標の改善に向けた施策等により構成されています。

まず、基本的な方針として、貧困の世代間連鎖の解消と積極的な人材育成を目指す、第一に子どもに視点を置いて、切れ目のない施策の実施等に配慮する、子どもの貧困の実態を踏まえて対策を推進するなど、10の方針が掲げられております。

次に、子どもの貧困に関する指標ですが、大綱では、子どもの貧困対策を進めるに当たり、子どもの貧困対策に関する指標を設定し、その改善に向けて取り組むこととされておまして、具体的には、生活保護世帯の子どもの高等学校進学率など、25の指標が示されております。

最後に、指標の改善に向けた重点施策等についてです。

大綱において、指標の改善に向けて当面の重点的に取り組むこととされた施策としまして、教育の支援、生活の支援、保護者に対する就労支援、経済的支援の4つが示されました。

教育の支援は、貧困の連鎖を断ち切るために学校を拠点として対策を総合的に推進し、教育の機会均等を保障するために教育費負担の軽減を図るものです。

生活の支援は、貧困の状況にある子供やその親が社会的に孤立しないように、対人関係の築き方や社会参加の機会を与えるなど、生活面の支援を行うものです。

保護者に対する就労の支援は、親が働いて収

入を得ることで、世帯の生活を安定させるということ、さらに、親が働く姿を子供が見て育つことで、子供に労働に対する意識を持たせ、貧困の連鎖を防止することの2つの意義があるとされています。

経済的支援は、生活を下支えするための施策として位置づけられ、生活保護、児童扶養手当等の金銭の給付、母子寡婦福祉資金の貸付けなどが上げられております。

次に、子どもの貧困に関する調査研究等につきましては、これまで子どもの貧困の実態が把握できていなかったことから、国が実態を適切に把握し、分析するための調査や研究を行うこととしております。

最後に、施策の推進体制についてです。

子どもの貧困対策を総合的に推進するため、教育や福祉分野等の多様な関係者が連携し、効果的に施策に取り組むこととされています。

次に、本県の生活保護の状況について説明させていただきます。

資料の3ページをお開きください。本県の生活保護の状況についてであります。

まず、1の生活保護状況の推移であります。本県における生活保護人員、保護世帯は棒グラフであらわしております。増加を続けており、特に平成20年度のリーマンショック以降、急増いたしました。しかし、平成25年度以降はその増加の割合は減少し、高どまりの傾向を示しております。

この背景として、有効求人倍率が上昇し、雇用の回復が見られていることなども影響していると考えられます。

保護率につきましても、表にありますとおり、国は県とおおむね同じ動きをしております。

次に、2の生活保護受給者の年齢構成であり

ます。

平成20年度から26年度まで、保護受給者について、18歳未満、18歳から64歳まで、65歳以上の3区分に分けて、グラフでその推移を示しております。

平成20年度から24年度までは、生活保護受給者の増加に伴い、全ての年齢階層において急増しております。このうち、18歳未満の子どもにつきましては、平成24年度までは増加しておりましたが、平成25年度以降は微減の傾向で推移しております。平成26年度の18歳未満の子どもは1,995人で、全体の11.2%を占め、平成20年度の約1.4倍となっております。

次に、3の世帯類型別の割合であります。

右下の円グラフになりますが、世帯類型別に見ますと、高齢者世帯が6,846世帯で、生活保護受給者、受給世帯全体の50%を占めており、その次に傷病世帯が2,408世帯で17%、障がい世帯が1,512世帯で11%、母子世帯は639世帯で5%になっております。

最後に、4の生活保護世帯の子どもの高等学校等進学率であります。

最初に、国の現状を背景として、国全体の子どもの高等学校等進学率を御説明したところですが、本県の生活保護世帯の子どもの高等学校等進学率は89.4%で、県全体の進学率98.4%と比較すると9ポイント低い水準となっております。

国保・援護課からは以上であります。

○徳永こども家庭課長 こども家庭課からは、ひとり親世帯の状況について御説明いたします。

委員会資料の4ページをごらんください。

県において、5年ごとに実施しておりますひとり親世帯生活実態調査の平成24年の結果をもとに、ひとり親世帯の状況を御説明いたします。

まず、1の世帯数等についてであります。

①の世帯数・出現率の推移につきましては、表の一番下の平成24年における本県の母子世帯数は1万5,675世帯、父子世帯は1,645世帯、合わせて1万7,320世帯と推計しております。また、総世帯数に占める割合である出現率は、母子世帯が3.35%、父子世帯が0.35%となっております。

②のひとり親世帯となった原因につきましては、表の上半分が母子世帯で、下半分が父子世帯となっておりますが、性別の欄の離婚を原因とするものが、平成24年度の欄で見ますと、母子世帯では81.7%、父子世帯では81.1%となっております。最も高い割合となっております。また、一番左の欄にあります死別を原因とするものは、平成24年度は、母子世帯で7%、父子世帯では12.6%となっており、年々減少する傾向にあります。

なお、母子世帯について、性別の欄の左から2番目にある未婚を原因とするものが年々増加する傾向にあるのが特徴的な変化となっております。

次に、2の職業・生計の状況等についてであります。

①の就労形態につきましては、上の欄の母子世帯では、常用雇用者が43.3%で最も多く、次いで、臨時雇用者が40%となっており、下の欄の父子世帯では、常用雇用者が55.6%で最も多く、次いで、自営業が23.4%となっております。

②の平均月収につきましては、上の欄の母子世帯では左から2番目の区分10万円から15万円未満が36.6%と最も多く、次いで、15万円から20万円未満が21.7%、一番左の区分10万円未満が21.6%となっております。また、下の欄の父子世帯では、左から3番目の区分、15万円から20

万円未満が29.3%と最も多く、次いで、10万円から15万円未満が19.3%、20万円から25万円未満が18%となっております。

③の主な就労上の問題につきましては、表の左側の母子世帯では、給料が安いことが46.8%で最も多く、次いで、子どものことで休むことが33.1%、身分が不安定が14.7%、育児等のため条件のいい仕事ができないが12.5%の順となっております。また、表の右側の父子世帯では、子どものことで休むことが36.2%で最も多く、次いで、給料が安いことが35.8%、残業ができないが10.9%、育児等のため条件のいい仕事ができないが10.2%の順となっております。

母子、父子世帯、いずれも給料が安い、子どものことで休むことが、仕事をする上での最も大きな課題となっております。

ひとり親世帯の状況についての説明は以上であります。

○右松委員長 執行部の説明が終わりました。

御意見、質疑等がございましたらお願いいたします。

○坂口委員 参考までにですけれど、なかなか定義づけるのは難しいかもわかりませんが、まず家庭教育というのは、どう定義づけられているのかということ、それが低下し始めたのがいつごろからなのか、参考までに。

○恵利生涯学習課長 家庭教育に関する、まず、法的根拠をちょっと述べさせていただきます。

○坂口委員 法的根拠じゃなくて、家庭の教育力を高めようと言われているのについて、どういう部分を高めようとしているのか。家庭教育というのは、概念的にでもいいんですけど、どういう部分を言っておられるのかということです。

だから、なかなか定義は難しいかもしれない

けれども、しつけとか、そういったものに限って家庭教育に求めようとされてて、それはまた家庭でしかできない教育ってされている部分を家庭教育と言って表現されているのか、それが低下してきているって言われるけど、いつごろから低下し始めたのか。

○恵利生涯学習課長 家庭教育につきまして、国の今後の家庭教育支援の充実についての懇談会というのが平成14年度に行われました。この中で、親やこれに準ずる人が子供に対して行う教育のことを家庭教育である、全ての教育の出発点であるというふうに確認をされております。

子供が基本的な生活習慣、生活能力、豊かな情操や他人に対する思いやりや善悪の判断などの基本的倫理観、自立心や自制心、社会的なマナーなどを身につける上で、家庭教育は最も重要な役割を担うものであるということで、もう一度繰り返しますが、平成14年度にその国の懇談会の中で確認をされております。

○坂口委員 なかなか僕が言っていることが答えるのが難しいかな。ですから、その重要な家庭教育っていうのは、何を言っているんですかということです。

1足す1は2って覚えるのは、これを学校教育とすれば、やっぱり人のものを盗んではいけませんっていう部分は、これは家庭教育、家庭の教育力が低下したから。家庭の教育力が低下しても、学校ででもカバーできますという部分、これは全体の教育です。

だから、今、この家庭の教育力を高めようって、これが欠けているからどうしようもなくなったんだという部分に限らず、狭義な意味での家庭教育っていうのは、概念的にでもいいんですけど、どういうことを今言っておられるのかなと。そして、どの部分が低下したって言われる

のか、それがいつごろなのか。親のそういった家庭教育まで低下してきているから問題がより深刻だって言われていますが、いつごろから低下して、その影響が本当に家庭教育が低下したことによるものという因果関係とか。我々は何を求めて、どこに集約していこうとすればいいのかを的を絞るために伺っています。答えがなければいけないでもいいんです。定義とか、領域がなければ、概念的なものでイメージしかなければ、それでもいいんです。

○恵利生涯学習課長 家庭教育に関する考えですが、繰り返しになるかもしれませんが、親やこれに準ずる人が子供に対して行う教育であり、全ての教育の出発点となるものであるということです。

いつごろから低下しているかということについては、今のところはっきりしておりません。また、調べてお伝えすることといたします。

○右松委員長 答弁になっていないのかな。

○恵利生涯学習課長 つけ加えをさせていただきます。

家庭が担うべき役割ということを、県教育委員会の調査の中ではっきりしておりますので、この部分について申し上げます。

日常生活習慣を身につけることだとか、基本的なルールやマナーを身につけること、物を大切に作る心や望ましい金銭感覚の育成、感謝する心や親孝行の精神の育成、こういうことを保護者が家庭教育で担うべき役割だと、家庭教育で大事なことだということであると捉えているという統計も出ております。

さらに、家庭教育は地域を挙げて、地域のつながりや地域のネットワーク、そしてそういう中で培っていく面もあるということも捉えております。

以上です。

○右松委員長 ほかにありませんか。

○太田委員 ちょっと私も、この家庭の教育とか、そういったことは非常に難しいことだなと思ったり、国家というものも、ある程度、家庭はどうあるべきかということを指導していかなくちゃならないところもあると思うのですよね。

しかしまた、あんまり介入してはいけないとかいう言われ方もするものですから、家庭とか、子どもの育成とかいうのがどうあるべきかなというのは、本当に悩ましい問題だろうと思うのですが。

私も、実は昭和30年代、小学校1、2年のころですけど、北郷村という田舎に転校していったら、非常に貧しい家庭があって、うちの親がその家庭にラジオを提供してあげたんです。

昔のラジオっていうのは真空管でしたから、ひねっても、音が出るまで30秒ぐらい待たないといけないわけです。そうしたら、私の1級下、小学校1年生でしたけれど、一生懸命そのラジオを聴いているのです。その家庭は貧しいものだから、親は電気消せって言って、どんどん電気やら、できるだけ使わないような家庭でした。彼が一所懸命ラジオを聴いていたのは、トムソーヤの冒険とか、ハックルベリー・フィンの冒険とかいうのがNHKのラジオで流れて、それだけを一所懸命聴いていましたけれど、貧しい中にも、そういう、映像ではない、音声の中でこの世の中を理解しようとするような世の中の流れがあったような気がするのです。

今は、インターネットとか、テレビとかも映像で全て見るような、子供の環境の違いが何か昔と違ってて、そういうものが何か今の現代教育の学校現場とか、いろんな中にもちょっとあらわれてきたり、クレームをつけてくる親世代

とか、そんな違いが少し、私あるような気がして。

それで質問であります、教育委員会のほうの7ページのところに、大きな3の(1)の③のところに、これからの親世代（中高校生）も含むそういう子供たちに親学を勉強させていますよというのが記述でありますけれど、これは、私、大事なことだと思うんです。

私も親を見たときに、ものすごくすきんだ親というのもいっぱい見てきました。こういう家庭で育つ子供はどうなるんだろうかという、ものすごい不安を感じるような中で、親をどうにかせにゃいかんのかなという思いもありますが、これからの高校生、中学生あたりに、親としてどう生きていきますかということを開きかけるのは非常に大事なことだと思ったものですから、この中高校生を対象とした親学というのは、今やられているということですが、どんなされ方をされているのかというのをちょっとお聞きしたいと思います。

○恵利生涯学習課長 ただいま御質問がありました点でございますが、「みやざき家庭教育サポートプログラム」というプログラムがございまして、まず、親向け、そして、次世代に親になる子供たち向け、そして、高齢者向け、地域の方向けというプログラムがございまして、そのうちの1つが、今御指摘がありました、これから親世代になる中高生を対象にした親に向けての講座でございます。

昨年度、生目台中学校で1回、そして、宮崎農業高校で1回、この講座を行いまして、家庭の事情や親の考え方、親の考え方や悩みについて、まず考えてみる。そして、親になったときに大切にしたいことというようなことをお互いに話し合う。そして、その中にもコーディネー

ターになる方が来て話をさせていただく等の、そういう参加体験型の講座を、2校でありますけれども実施しております。

これにつきましても、さらに今後学校を広げて、中高校生向けの講座を広げていきたいと考えているところでございます。

○太田委員 私は、中高校生を対象とした授業をやるというのは、何か以前にも常任委員会等で聞いたことがあったものですから、これが発展的になるといいなという思いがあるのですよね。

子どもさんが、自分が親として責任を持つという、何かそういうものを、やっぱり多感な時代に感じ取っていくというのは大事なことだと思いますので、ぜひこれは充実させていただきたいと思います。

それから、福祉保健部の資料で、いろんな記述がされていますが、親の収入の安定、給料が安いとかいうのも具体的には出ています。この2ページのところにも、保護者に対する就労支援とか、経済的支援というのがありますが、就労支援というの、なかなかこういう形をとりなさいというのは難しいだろうと思うんですけど、私たち議員でもありますし、政治家として見たときに、やっぱり世の中の働く形というのが、私は余り派遣労働的なものはよくないと思っています。それは、議員の側の政治的な問題としての責任として感じておりますが、でき得るならば、世の中のそういう働く人たちの形は、ぜひともいい形をとってもらいたいなと。

でないと、根本的に、いわゆる収入の安定がないと、さまざまな教育的な指導とか、助言とかが生かされない可能性が高くなるものですから、これは私たちのほうとしても責任を持って考えておきたいなというところでもあります。

あとは、二見委員も以前本議会の中で言われたと思いますが、孔子の教えとか、ああいったのも、私は基本的に大事なことじゃないかなと思って、そういったところも家庭教育の中で、やっぱり生かしていくということもせないかなのかなという感じがいたします。

でないと、親が無責任になっていってしまったりするようところが感じられるものですから、そこをどうするか。私たちもちょっとわかりませんが、何か対応しないといけない感じがいたします。

○右松委員長 答弁、ございましたら。御認識とか。よろしいですか。

○日高国保・援護課長 親の就労形態によりまして、やはり家庭教育がおろそかになるといいますか、ダブルワーク、トリプルワークとかということになりますと、なかなか家庭教育というのも難しいし、そういったことで子どもの貧困というのも出ているんじゃないかということも言われているところでございます。

私たち、ことしの4月から始まったんですけども、生活困窮者自立支援制度ということで、生活に困っている方がおられたら相談を受けて、その方が自立できるようにサポートを制度的に始めているところでございまして、やはり親が自立するというのが、私たち、子どもの貧困対策につながるということで考えておりますので、そういった生活保護もありますが、生活保護、それから、生活困窮者の自立支援、それから、子どもの貧困対策、一体的に取り組んでいきたいというふうに考えているところでございます。

○坂口委員 なかなかわからないんですけども、先ほどから言っているのですが、もう一回。

家庭の教育力が仮に低下したにせよ、それは社会だったり、学校だったり、さまざまなもの

でカバーは大方はできてくると思うのです。

それは、国のシステム、例えば生活保護もそうでしょうし、奨学金もそうでしょうし。けれども、決定的な影響力を持つのがやっぱり家庭です。この中に、やっぱり外から入れないですよという部分、これが狭義の意味での家庭の教育力と定義づけるならそこだろうと思うのです。やっぱり世界全体、社会全体の教育力と定義づけるべき。

それで、なおかつその影響力が余りにも心配ですよというなら、1つには人格醸成にかかわるさまざまな影響力、ここでほぼ決まってしまうとすれば、それから、今度は人格の陶冶だと思えます。陶冶ってなるのには、その醸成の時期に自分の資質を上げておかないと、なかなか選択肢もつかめないし、価値判断もできない。そのために、何が今家庭に欠けているっていうことを指摘されていて、それが低下しましたということ資料で出されている。

それは、定義がなければイメージでもいいんです。何をイメージされていて、どういう部分かな。それは、しつけの部分とか、そういった部分。だから、よそ様が手を出すと大変リスクを伴いますよという部分以外は、家庭の教育力が低下したからこうなったんだということは言えないと思えます。それは、社会全体が低下したと捉えるべきで。

でも、その中で社会を幾ら上げようとしても、この部分が向上していかないと解決につながらないですよ。人格を陶冶していく課程において、なかなかどうしようもないものがここまでに培われてきてしまうんですよと、その部分がどこでしょうねっていうのを教えてくださいというのが、さっきからの僕の質問なんです。ちょっと、表現の仕方がわからないですかね。

○飛田教育長 本当にそうだと思いますが、聞いていたんですが、裏づけがないので。

3点御質問があると思うんです。家庭の担うべき教育は何なのかと、それがどこでカバーできるのか、いつから落ちたのか、いつから変わったのか。

仮説みたいな部分もあるんですよ。例えば、うちの資料の3ページをごらんいただくと、3ページには、坂口委員がおっしゃったように、我々が人格の陶冶とか、社会に出ていく上で必要な能力みたいなことをずっと書いているんです。

その中で、当然、家庭もやらないといけな、学校もやらないといけな、地域社会もやらないといけな。だけど、物によっては家庭が9割その役割を担う。物によっては学校が9割担う。例えば、学力向上だったら学校が7割とか、8割とか担うことになるでしょう。人として、ある年代に身につけておく基本的な生活習慣だとか、そういう部分は恐らく家庭が8割とか、9割の責任を持つだろうと。

そういう部分を家庭がきちっとやれていなかったら、そこをどうやってサポートするかというと、例えば、小学校1年生に家庭の基本的な生活習慣のカレンダーを配ってやりましょう、そこからスタートで頑張りましょうというようなことをやっていますが、それを分析しながら、どこが、家庭が本来は第一義的にやるべきところだということをおっしゃっている。

○坂口委員 そうです。そうです。

○飛田教育長 まず、その家庭教育。恐らく、その中で、言えば、例えば、生活習慣だとか、規範意識の根底、人としてのあり方の根底だとか、あるいは自制心だとか、そういう部分はそうだと思います。職業能力は、恐らく学校と

社会。だから、そういう部分はきちっと区別をしなきゃいけない。それで、そういう部分でどこが落ちているかということの分析をしないと、いけないと思います。

そういうのが家庭教育であるか、社会教育であるか、学校教育であるか。恐らく、混然一体としているけれど、主にこれは家庭が担うべきだろうということは明確にできるんじゃないかと。

それから、2点目の、それがどう落ちているかという話ですが、4ページをごらんください。

例えば、家庭の教育力の低下の理由ということがありますが、その中で、いわゆる過保護とか、甘やかせすぎとか、過干渉とか出ていますが、これは表面的に出てきた問題ですね。これがなぜ出てきたのかということは、もっと根源的に考えないといけないと思いますし、それがいつから起こったのかということと、ひょっとすると関連があるのか。

これも仮説ですけど、裏づけのデータがあれば一番いいんですけども、例えば、我々が子供のときと今の時代を考えたとき、大きく変わっていることはたくさんあります。例えば、核家族化が進んできたとか、兄弟が少なくなった、あるいは近所にも多かったから、餓鬼大将と切磋琢磨し、けんかして、あるいは仲直りをするコミュニケーション能力を磨く場があったとか、あるいは、職業生活を親がする場所と、住まいがほとんど接近していた。豆腐屋、焼酎屋、鍛冶屋というのがあって、住まいもしながら製造業もやっていた、そういうのが壊れたとか、産業構造が変わって、1次産業から2次産業、3次産業になってくる過程で、そういう構造が変わって、地域の共同体っていうのはなかなか崩れてきただろうし、家庭においても、例えば、

我々の世代の人は必ず役割を相当与えられた。牛を養えと、あるいは女性だったら、同じような年代の人が夕食の準備はする。逆に言えば、それは非常に肯定感とか、有用感を与えられた。そういうものがある1点に集約をされた。例えば、学力向上だとか、スポーツだとか、そういう役割分担が減ってきたこともだんだん崩れてきただろうと。

だから、例えば、昭和30年代で崩れたのか、平成何年で崩れたのかということはなかなか明確にはしにくいでしょうけれども、比較相対をしていく中で崩れてきているということは、ある時期から変わってきたというようなことを言えると思うんです。ですから、そういう点をきちっと整理していくと、ある提言ができるようなことができるのかなというのを、持論ですけど、お聞きしながら思いました。

以上です。

○坂口委員 なかなか難しいと思うし、我々の特別委員会がどういうコースを走って、どこにゴールしようとしているのか、まだ今からなのですけども、少なくとも県民の皆さまに1年後までに報告するために、家庭教育っていうものがこういう問題を含んでいて、それはいつごろからのことなのか、社会背景はどうなっているか、個人個人の価値観の変化はどうかなど、分析したり、検証していかないといけない。

私たち特別委員会としては、こういうことが大切だと思って、こういうことを県民の皆さまに報告するために、今のところ、出発点としてどこを目指してゴールするかっていうために聞いたんで、今の概念的なことで十分だったんです。

それを、まず頭に入れながら、これからの作業を進めようと思うことで、余り答弁にはこた

わらなくても結構ですけれども、大まかなことを、今のある程度数字とか、定義されるような言葉で、また次の機会にでも報告していただければなと思います。

○右松委員長 ほかに。

○清山委員 ちょっと関連するんですけれども、教育委員会にお伺いしたいんですけれども、ここに出してある数字は、家庭教育力の低下っていうと、やはり今まで話されている時系列的な変化だろうと思うのですけれども、ここに出されているのは、いずれにしてもワンポイントで教育力の低下の理由とか、それがきちんとできていない理由とかで経過がありませんので、こういう風に現場で教育力の低下が感じられる、それが変化してきたというのがわかりにくいです。

福祉保健部のデータとか、あと教育委員会の5ページに記載されているように、一般世帯人員が減ってきて、ひとり親家庭が増えてきて、生活保護受給者が増えてきてという、家庭でなかなか子供たちを見ることができなくなっているということを推測するための背景としては、十分理解できるのです。それが、具体的に学校現場でどういう形で表現されているのかというところがもう少しわかれば、説得力があるというか、我々もイメージしやすいかなと思います。

例えば、発達障がいの子がふえてきたとか、今は自閉症スペクトラムとも表現されますけれども、そういう子が明らかにふえてきていて、さらに、なかなかそういう子たちの理解に合わせた教育がなかなか難しいと、家庭の協力が得られない、そういうこともそうでしょうし、あとは、単純にここに出されている、朝ごはんを食べる子の割合がどうか、全く身なりに関し

ても明らかに学校現場でひどくなってきているとか、ほかにいろいろあると思うんですが、学校に対するクレームが増えてきたとか、今まで家庭で普通にやっていたことを学校に押しつけるような親がふえてきたとか、あとは、私が直接耳にするのは、授業参観での懇談会の出席率で学校によっては差があるとか、PTAになかなか参加されないところがふえてきたとか、そういう、もうちょっと学校現場でも具体的な、先生たちがまさに思われているようなことを、我々にもっと教えていただければと。具体的なデータがなければ、本当、感覚とかでも教えていただければなと思います。

○永山学校支援監 具体的なデータがお示できていないという状況もあるんですけれども、例えば、朝食を毎日食べていますかという項目について、まさしくこれは家庭教育が担うべきことかなというふうに思いますけれども、この割合については、若干本県において、低下傾向にあるということで、実際に朝食を食べていますかというところに関して、食べていると答えた子供が95.9%の状況であります。

しかし、残りの子供たちは食べていない現状があるというところを踏まえなきゃいけないのかなというふうに思っております。

そういう意味では、学校においては、食べてこない子供に対しても、やっぱり実際に連れてきて、保健室か、そういうものにあるところを含めていきながら対応していくとかいう状況も行っているところであります。

また、もう一つは、いろんな、基本的に朝起きれますかとか、そういう項目に関しての基本的な生活習慣、守るべきことというところが、家庭において十分でない場合に、学校というところはある程度の校則であり、ルールであり、

そういう集団生活に適応しなきゃいけないという状況があって、そこで、1人でもなかなか適応できない状態の子供がいた場合には、やはり、その子供に担任の先生はかかわらなきゃいけない、あるいは、組織としてどう対応するかをかかわらなきゃいけない。しかし、それを家庭に協力を求めても、なかなか御理解いただけない状況があるというのも、声としては、事実としては聞いているところであります。

また、そういう状況については、こちらのほうとしても収集していきたいというふうには考えております。

以上です。

○右松委員長 よろしいですか。

○丸山委員 ちょっと勉強不足で、ちょっとお伺いしたいんですけども。

この貧困率のことについて、少しお伺いしたいんですけども、いろいろこういう計算方法があるということなんですけれども、これ、国ごとに出ているわけなんですけども、県とかでも出る数字なのか。ちょっとその辺がわからなくて、宮崎県は高いのか、低いのか、その辺がわかるものなのか、そこら辺を含めてちょっとお伺いできればなと思っているところなんですけれども。

○日高国保・援護課長 貧困率につきましては、国民生活基礎調査というもので出されることになっておりまして、これは国が実施しているものでございます。

全国調査ということなんで、私たちのほうも、国のほうに各県分を出してもらえないでしょうかというお願いもするんですけども、もともとの統計の客体といいますか、数字が非常に少ないということがございまして、調査の集計が直近の調査によりますと、2万6,000世帯余りが集計の対象になっているわけなんです。全国で2

万6,000です。

そういったしますと、国のほうに県別で出してくださいと言っても、それでしたら、統計としての精度が低くなってしまいますので出せないということになっております。

それじゃ、県で独自にやりますかということになった場合に、例えば、16.3というのが出ているんですけども、同じ世帯に対して調査するんであれば数字というのは出るかもしれませんが、それと別のところで、別の世帯で調査をしても全然比較ができませんし、なかなか県別というのは、独自調査というのが難しいということで考えているところでございます。

○丸山委員 それを分析をして、ある程度出そうな気がするもんだし、どうやって2万6,000というのを抽出したかというのが、どういう基準で出したのかなと思ったりするんです。

世界標準にそういうルールがあってやっているのか、まず、その辺の根拠が少し曖昧過ぎるもんで、その辺はちょっとわかれば教えていただきたいと思っているところなんですけれども。

○日高国保・援護課長 日本の場合は、そうした国民生活基礎調査というのがございますが、ほかの国とかは、全くそういった情報というのは私ども把握しておりませんで、ただ、貧困率の出し方につきましては、先ほど御説明いたしましたOECDの作成基準というのがございまして、それぞれの国で出していることなんですけれども、客体がどれだけの数字があって、このパーセントになっているのかというのは、全然わかっていない状況でございまして。

例えば、この国際比較というのをごらんになるとおわかりになると思うんですけども、日本よりも必ずしも豊かでないというところが貧困率が日本よりも低いというのがございまして、

このあたりも、やはり最初に申しましたとおり、相対的な貧困ということでございますので、相対的貧困率という数字がひとり歩きするのはいかがなものかなというふうに考えております。

ただ、報道にもありますとおり、この相対的貧困率というのが、調査するごとに上がっているというのがやはり問題で、これをやはり何とかしないといけないということで、貧困対策に取り組むべきだという認識でいるところでございます。

○丸山委員 なかなか調査に関しては、国のほうの抽出等があつて難しいのかもしれない。

宮崎県の現状というのがなかなか、生活保護とかはわかるんだけど、本当にどういう子どもの貧困というのがどうなのかっていうのはわからないっていうのがありますので、何かデータの的に欲しいというのものもあるし、各県と比較して、何が足りないからこんな貧困があるのかというのは、我々もデータがないとちょっと、今後、どこを改善すれば少しでも貧困率がないとか、その連鎖を切るにはどうすればいいのかというのものもあるのかとも思うんですが。

1つだけ出ているのが、3ページに生活保護の高校の進学率が宮崎県の場合には差が9ポイント、全国は8ポイントということで、1ポイント、この辺が大きいという、非常に大きい連鎖が続いているのではないかと懸念をしているものですから、この辺をどうやって改善していけばいいのか。就学資金とかあるはずなのに、それすら使えない。いろんな問題があつて、高校に就学していないっていうのは、中学校から高校のアプローチの生徒指導のあり方とか含めてやらないといけないのかなと思つているものですから、この辺をもう少し分析をして、何が原因なのかなというのは、教育委員会のほうとか

では、なぜこんな差があるのかというのは考えられたことはあるんでしょうか。

○川越学校政策課長 今の議員の質問に対して、県教育委員会としましては、調査はまだしておりませんので、背景にどういうものがあるのかということも含めまして、調査をかけていきたいというふうに思っています。

○丸山委員 できれば、この負の連鎖をなくしていくことも貧困率を少しでも下げていくところもあるんじゃないかなというふうに、何とかそういう思いが私もあるものですから、その辺をもう少し突っ込んで、教育委員会のほうでは調査等をしていただければありがたいかなと思つています。

以上です。

○右松委員長 調査資料、それができ上がりましたら、ぜひ出してもらうと助かります。

○坂口委員 ちょっと関連して。

さっきの調査の精度の問題とかがあつて、国としても、責任を持って出せないような背景があるみたいに言われたけれども、それは間違いなんです。統計学上、認定されたサンプルをこれだけとれば、極めて実態に近いものが出てくるって、それを根拠に調査をかけるんです。そのために必要な数字というのが2万6,000ぐらい全国で必要だというサンプルで、これは極めて高いということが専門的に立証されているわけですから、それは国が持っている堂々と出せるわけです。それが、精度が低ければ2万6,000、全国状況も出しちゃいかんわけで。

だから、それはちょっと考え方が的を得ていませんよということが1つと、これは参考までになんですけども、例えば、警察庁も昔は自殺者に対しての数と同時にその理由というものを公表していたんです。理由まで公表を出して

たんです。ある時期、ピタッととまったんです。そして、ずうっと理由を出さない時期が続いて、また出し始めたんです。何だったかという、やっぱり国の経済政策が間違えていてっていう、経済的理由というのが、自殺の原因の中で圧倒的にふえたんです。これを出したくないというお家事情があったんです。

しかしながら、世論がそれを求め始めた。自殺対策が必要なんだということで、また出し始めたというのがある。

だから、これはやっぱり議会が必要とするんですから、執行部の都合じゃなくて、議会の都合でどうしても必要なんだと、宮崎だけでも出せないかとか、宮崎のサンプルを幾つか調査した結果、そういう全国状況とどういう場合に大分違うという、そういったものでも出せないかとか、それはやっぱり努力してもらう必要が僕はあると思うんです。

国はしっかりしたものを持っています。それで、宮崎のが信頼度が低いとなれば、次は、そんないいかげんなことはやるなということで、次の信頼度の高いものを求めるべきで、やっぱり今の丸山委員のは、ぜひ、前向きに取り組んでいただきたい。国にそれを求めていただきたいと思います。

○日高国保・援護課長 実は委員のおっしゃるとおり、国に対してはもう聞いてはいるところで、全国会議というのがございまして、直接その場でも、まあ、ほかの県からも各県ごとに出してほしいといった要望をしたんですけれども、国としましては、先ほど話したとおりで、精度が維持できないかということによっておるので、すけれど。

ただ、やはり何らかの数字といいますか、必要だというふうに私たちは考えておまして、

今回の資料の中でも、先ほど御説明したんですけれども、貧困の実態というのがやはりよくわからないところがあるということで、国としても貧困の実態を把握するための調査研究に取り組むというふうに言っておりますので、そこをまた、国に対してはお願いしていきたいというふうに思っております。

○坂口委員 参考資料とするためにも、宮崎県議会が必要としているんだということを、全国でなくてもいいから、宮崎だけでもよこせということは、これは強く求めていただきたい。国は出す必要がありますよ。僕らそれを必要として、宮崎の子どもたちにいかに将来の幸福をつかませるかと思っていて、入り口で必要と言っているんですから。このことは強く求めるべきで、国は出すべきだと思います。

出さなければ、政治的な作業というものが今後必要になると思いますよ。

○清山委員 先ほど、ちょっと発言があったところで、子どもの貧困率の問題の捉え方を確認したいのですけれども、必ずしも我が国より豊かでない国でも相対的貧困率が低いので、これが一人歩きするべきではないかもしれないと言われているんですけれども、あくまで、豊かさの感じ方とか、個人の尊厳というのは、その国の中での相対的な立ち位置で感じるもので、非常に生活や仕事に困窮していて自殺していく方々や、お金がなくて修学旅行に行けなくて、非常に悲しい思いをしている子供たちでも、それはもちろんアフリカの国に比べれば、よっぽど、所得水準は高いのですけれども、やはりこの国の中で相対的にどういう位置にあるのか、そして、我々が社会政策でそういう歪みをどこまで是正していくことができるのかが問題だと思うのですね。

所得の分布を考えると、正規分布には当然ならないと思うのですけれども、右にずっと高所得層に裾野の長い分布になるかもしれませんけど、やはり中間値付近に、そこに分厚く所得層が集まるような分布にするために、社会政策で、あるべき分布を中間に近づけていくというのが再分配政策であって、それがお金であったり教育であったり、その分布がやはり低所得者層のほうに裾野が広がっているということが相対的貧困率の数字にあらわれてくると思うのです。

ですので、やはりそういう意味でこの数字も意味があるのではないかなと私は考えているので、その点だけ意見として申し上げておきたいと思います。

○右松委員長 よろしいですか。

○清山委員 はい。

○太田委員 学校現場で子供さんたちが、例えば、私も聞いた例なんですけど、お風呂に入っていない子供さんがいるとか、そういう現象を、学校現場で「ああ、貧困だな」と思われるような現象がどんどころにあるのかというふうに思うのですが、そういうのが何かあれば。

こういう子供さんがいらっしやいました、先ほど出た修学旅行にも行けないとかいう子供さんもあつたりするだろうし、何かそういった、現場の先生たちが見られたような、何かあるとするならちょっと挙げてもらいたいんですけれどもね。

お風呂に入れないということで匂いがする、だから、それでいじめを受ける子供たちもいるとか、何かかわいそうだなという感じがするものですから、そういうのはどうでしょうかね。

○永山学校支援監 今、委員さんがおっしゃったとおり、そういう事例があるということをお

聞きしておりますし、まずもっては、家庭と連携していきながら、そういう情報をお伝えしながらということですのでけれども、やはり目の前にいる子供たちがそういう状況にあるというときに、やはり学校としてはきちんと対応していくというところでやっているところもあります。

それと、いろんな状況の中で、学校の困り感とかいうことを考えたときには、先ほども言いましたけれども、大半はそういうふうな状況であるんですけれども、なかなか、例えば、先ほど申した、朝ごはんを食べていない家庭の状況であるとか、やっぱりそういうことを具体的にどう対応していくのかとか、あるいは、いろんな家庭の関係も含めていきながら、ルールが守れない、規律が守れない子供たちに対して、これはいろんなケース会議と福祉部局とも連携をしていきながら、どうやって対応をしていけばいいのかということで、個別対応というところが、それぞれの子供の実情によってやっぱり異なっているというところでの対応の困難さというものは、お聞きしているところでもあります。

また、そういう状況があつたときには、また収集をしておきたいと思います。

以上です。

○太田委員 収集はひとつお願いしたいと思います。

今言われている、カップラーメンしか食べてこない子とか、何かいっぱいあるんじゃないかと思って。その中でどうしたらいいかというのが判断できるかなと思いたしたので。

○右松委員長 ほかに質疑は。

○前屋敷委員 教育委員会のほうの資料の5ページですけれども、「いい子どもが育つ」都道府県ランキングっていうので、これまでの調査で全国1位、直近でも2位という数値が示してあつ

て、非常にうれしい話だというふうに思うんですけれど。

実際、今、いろんな貧困の問題も課題としては取りざたされている中で、どういう項目でアンケートをとっての調査なのかもわかりませんが、子供たちが本当に心豊かに安心して、この項目を見ますと、家庭生活におけるそういう調査のようなんですけれども、子供たちが安心して育ちができる条件にあるというふうに見ていいのか、この結果を教育委員会としてはどのように受けておられるのか、その辺をちょっとお伺いしたいと思っています。

○永山学校支援監 子供のそれぞれの困り感の状況については、単なる順位で考えることはできないのではないかなというふうにも考えているところであります。

例えば、状況として、これは全国学力・学習状況調査の子供たちへの意識調査というところをもとに出てきた数値としての結果でありますけれども、今、私たちが考えていかなきゃいけないというのは、先ほども申しましたように、例えば、このデータの中では、具体的に関連すると、これは、先ほど1つ申しましたけども、毎日朝食を食べていますかというところは95.9%というような数字が、パーセントとしては出ております。

例えば、同じ時刻に起きていますかというところは、小学校では26年度では92%という数字が出ています。

しかし、私たちが目を向けていかなきゃいけない部分というのは、残りの8%であったり、そういうところの状況に目を向けていくということで、どんな対応が必要なのか、そして、今学校においては、そういう子供たちへどう連携していきながら対応していくのかというところ

に、やっぱり学校だけではなかなか対応し切れない厳しさというところがあるというふうには考えているところではあります。

以上です。

○前屋敷委員 単純にこれだけ見ますと、相当、宮崎の子供たちは安心して育つ条件が整っているのかなというふうに見られがちだなというふうには思うんですね。客観的に見てそういうふうには受けとめることになるんじゃないかと思うんですけれど、今言われたように、やはり背景といますか、その辺のところはしっかりと分析もされて、今、いろいろ事例も出されましたけれど、そういった意味では、子供たちにとってどういう教育、どういう暮らし方が必要なのか、求められているのかというところは、我々もかなり分析し、改善を図っていく責任もあるんですけれども、そういうところをやはり行政も、我々も一緒に、子供たちの育ちにとって、学びにとって何が重要かというところを、やっぱり同じ目的を持って進めていければいいなというふうに思っていますので、この特別委員会の課題かなというふうに思っていますので、ぜひよろしくお伺いしたいと思います。

○有岡委員 この特別委員会におきまして、僕は子供の目線で考えているんですが、今の子供たちにとって尊敬する大人が身近にいるんだろうかと思うことが多々ありまして、この数字で、家庭の役割の問題や教育力の低下という、家庭の中での問題もありますし、身近な先生方、以前は親や先生を尊敬するというイメージが強かったんですけれども、実は、私もPTAの役員をしながら、学校にはとにかく、朝、昼、ごはんが食べれないと、学校には給食でもいいから食べに行きなさいという家庭もありました。

さらに、先生の悪口を家庭で言うもんですか

ら、先生に対する子供たちの居場所がないというんでしょうか、先生に対する尊敬云々という前の問題が家庭でもあると。

そういういろんな問題があるなと感じているんですが、特にその中で、きょう、説明がありませんでしたけれど、先生方も、教育事務所が統廃合する中で、先生方が相談する場面が、そういうチャンスが大分減ってきているんじゃないかと。学校内で解決できる問題であればいいんですが、先ほど6ページの説明であったように、学校内だけでは解決できない問題であるときに、先生たちはその負担を相談できているんだろうかというふうに思うんですが、先生方が個人で抱え込まずに校長先生に話ができる部分があればいいですが、それ以外に相談できるようなシステム、教育研修センターもあるでしょうが、そういうシステムはある程度充実しているのか、そこら辺、お尋ねしたいと思うんですが、体制ということでお答えください。

○永山学校支援監 まず、学校もいろんなそういう状況を、なかなか学校では対応し切れないという状況も含めて、今、話題にもなっておりますけれど、例えば、スクールソーシャルワーカーの方々、その方々と連携していきながら家庭との連携であったり、各関係機関との連絡調整とか、そういう役割を担っていただいている方に学校のほうと連携した形でするところもあります。

また、相談関係につきましても、いろんなふれあいコールという研修センター等も含めて設置をしながら、保護者の方だけではなく、先生方も相談してくださいという取り組みも、現在行っているところでもあります。

また、そういう取り組みの中に、本日、こういうような形で出ましたので、そういう視点も

含めていきながら、また、いろいろな形で一步でも進めていくような形にはしていきたいというふうには考えているところです。

以上です。

○有岡委員 ぜひ、先ほど丸山委員からもございましたように、そういった実態の情報、そういったものを個人情報保護の問題もありますが、できるだけたくさん情報を収集していただいて、どういう問題があるのかというのを認識を共有できることが大事だと思いますので、ぜひ情報収集としてまた御提示いただければありがたいと思っております。

以上です。

○丸山委員 1点だけ福祉保健部のほうに、今度、子どもの貧困対策の計画を今年度つくるとのことなんで、タイムスケジュールを教えてくださいたいのと、どういったメンバーで、よく審議会とか、多分つくるんじゃないかなと思うんですが、そのような審議会はどのような形になっていくのかというのを少し教えてくださいたいかなと思っております。

○日高国保・援護課長 基本的に、その計画につきましては、議会の議決事項だというふうに私たち認識しております、適切なタイミングに応じて報告していきたいというふうに思っておりますけれども、きょうのこの段階では、ちょっとまだお示しできないところがございまして、6月の議会が近くありますが、そういったところでお示ししたいというふうに考えているところでございます。

○丸山委員 大体、もうほとんど決まっているんじゃないかなと思っておりますけれども、そんなレベルなんですか。

今年度中に策定ということなので、かなり、ある程度でき上がっている、作業は始まってい

るのか、いないのか、その辺をある程度、大まかなスケジュールぐらいは教えていただいて、我々も、特別委員会のほうでも、今後、調査とかいろいろ行っていきたいということもあるものですから、タイミングが合わないと、結局、この計画とマッチングしていないと我々も意味がないのかなという思いもあっているものですから、その辺を少し情報提供をしていただくことはできないのでしょうか。

○日高国保・援護課長 済みません。ある程度、昨年度から現状課題というのをいろんなところから、本庁各課とか、対外的なところからでも情報収集しております、作業は進めているところでございますが、ただ、例えば、平成27年度のいついつでどうこうということも、ある程度はちゃんと考えているんですけど、それにつきましては、ここではちょっとすぐは出せないんですけど、後ほどの資料提供ということよろしいでしょうか。

○丸山委員 我々の特別委員会も毎月っていうんでタイミングがもう決まっているものですから、それとタイミングが合わせて協議をしていきたいなという思いもあるものですから、大体6月ぐらいには出せるということ言うのであれば、6月ぐらいにある程度素案を出せるとか、それぐらい、今でもこの場でも出せないのかということなんです。

で、かつ、何かいろんな審議会とかよく、つくるのか、つくらないのかを含めて、そういう細かいことでなくてもいいですから、ある方針とか、基本の線ぐらいをこういうふうに考えているんですよという言葉ぐらいあれば、今後、我々委員協議の中に、そういうふうに県のほうが考えているんだしたら、このぐらいのタイムスケジュールで、我々も委員会運営をしなくちゃ

いけないよねという参考にしたいいもんで、その辺をちょっとお伺いしているつもりなんですけれども。

○日高国保・援護課長 済みません。先ほど、次の議会でというお話をしたところなんですけれども、実は、その計画のスケジュール策定につきまして、庁内関係課のほうと最終的な詰めをしておりますんで、それをした後にお出しするというところで考えておるんですけど、できるだけ早くお出ししたいというふうに考えておるんですが。

○丸山委員 今の時点でわかっているところだけでも、まあ、関係各課との調整というのは必要だと思うんですけども、国保・援護課が中心にやっているのであれば、その辺をどういう思いでやっていこうと、我々もちょっと情報収集をしないと、委員会運営がやっぱりどう進めていったのかと私自身も悩むとこなものですから。後手後手になったらいかんというふうな思いがあるもんで、その辺をちょっとお伺いしているつもりなんです。

○日高国保・援護課長 済みません。1つ御説明が漏れていたんですけど、この計画策定のための協議会というのを考える考えでおるんですけど、その予算が6月の肉づけ予算という形になっておまして、そこで、その了解をいただいた上でじゃないと、なかなか進めにくいところがございまして、ちょっとすぐすぐというところではいかないところなんですけれども。

○丸山委員 今、考えているスケジュールを、だから、予算とかを使う意味合いじゃなくて、そこまでガチガチで出せないというのがやっぱり、余りにも公務員の過ぎていて、我々、子供たちのために今後やっていきたいという特別委員会をつくったんであるから、もうちょっと具

体的にやってほしいなと思うのですけれども。

ここに予定ってちゃんと書いていますよね。

（「どういう予定ですかということを知っている
のであって、予算は関係ない」と呼ぶ者あり）
そこまで隠すべきものなのか、情報提供できない
ものかというのが、よくわからないんですよ。
（「この資料、訂正になるよ、これは。米印
を消さんといかんことなるよ」と呼ぶ者あり）

○日高国保・援護課長 しばらくお待ちください。
（「これ、消したら、米印を。一旦出したもの
を引っ込めてから、この委員会の了解をとっ
てから、米印を消さんといかんことなるよ、今の答
弁じゃ」と呼ぶ者あり）

済みません。6月ぐらいに計画の構成とかを
お出ししまして、9月に施策の体系なり、指標
なりを出したいというふうに思っております。
それから、12月には、計画の素案ということで、
最終的には3月に議決いただくようなというふ
うな流れで考えているところでございます。

○丸山委員 わかりました。

予定って書いていたんだったら、それぐらい
はパッと出して、そこまで気にせずにも
いいんじゃないかと思っておりますので、いろいろな
形として、今のを参考にしながら、今後の委員
協議の中でもどのように委員会を進めていくか
というのを参考にしたいと思っておりますので、随時、
できるだけ早く適宜資料を、そういう方向が出
れば情報提供をお願いしたいと思っております。

○右松委員長 ほかにないでしょうか。

委員のほうから要求、要望があった件は善処
のほうをよろしく願いいたします。

それでは、ないようですのでこれで終わりたい
と思います。執行部の皆さん、お疲れさまで
ございました。ありがとうございました。

暫時休憩いたします。

午前11時36分休憩

午前11時38分再開

○右松委員長 委員会を再開いたします。

参考資料としまして、お手元に世帯の家族類
型別一般世帯数の推移抜粋を机上に配付して
おります。ごらんになっていただきますと、世帯
の家族類型の中で総数、それから、核家族世帯、
そして、夫婦・子供と親から成る世帯、いわゆ
る三世同居の推移、平成7年から22年の推移
が出ております。三世同居が約半分ぐらいに
減っているというふうに、この数字からも言え
るかと思っております。

それでは、まず、先日開催されました委員長
会議の結果につきましては、昨日の常任委員
会で資料の配付がありましたので、説明は省略
させていただきます。御協力をよろしく願
いいたします。

それでは、協議事項（1）の「委員会の調査
事項等について」であります。

お手元の配付資料1をごらんになってくだ
さい。

1の当委員会の設置目的につきましては、さ
きの臨時議会で議決されたところではござ
いませんが、2つの調査事項は、本日の初
委員会で正式に決定することになって
おります。

資料に記載されております、1つ、家庭
での子どもの学び・育ちの支援等家庭
教育支援についての条例に関するこ
と、2つ目に子どもの貧困対策等
に関することは、特別委員会の設
置を検討する際に各会派から提
案されていた項目をまとめた
ものであります。

先ほど、今し方の執行部の説明を踏ま
えまして、調査事項を決定したいと思
いますが、これも対策については、
協議の前に、平成25年度に

おきましても、宮崎のこどもに関する特別委員会が設置されております。

配付資料2で、当時の委員会報告の見出し等について記載されたものをつけておりますので御参照ください。

それでは、委員の皆様の御意見を伺いたいと思います。調査事項についてであります。

なければ、正副委員長で協議したのでありますけれども、一昨年度の委員会の調査内容を踏まえて、一昨年度に調査できなかったもの、また、引き続き調査が必要なものを調査してまいりまして、条例制定や政策提言等、具体的な成果につなげていきたいというふうに思っております。

一昨年度は、主に児童虐待、いじめ問題、インターネット犯罪、子育て支援、キャリア教育、産業教育等について調査を行いました。こども対策については、調査項目がさまざまな分野にまたがりまして幅広くなるために、テーマを絞る必要があろうかと思っております。

そこで、特別委員会設置に当たって、各会派から要望が出されました、こちらの1と2の項目は喫緊の課題として非常に重要な項目でありますので、このまま調査項目にしたいと考えているところでありますけれども、皆様の御意見を伺いたいと思います。よろしいでしょうか。

○太田委員（1）のところの条例に関することというふうに結んでありますよね。この条例化を目指してとかいう意味が含まれているのかな。条例に関することというのは、条例を勉強するという意味でしたかね、これ。（「条例をできれば作りたいなということです」と呼ぶ者あり）

何か、そんな形がとれたらいいなということですね。（「検討した結果です」と呼ぶ者あり）

○右松委員長 もちろん協議はしっかりしてまいりたいと思っております。

それでは、皆様の意見を踏まえまして、調査項目は、家庭での子どもの学び・育ちの支援等家庭教育支援についての条例に関する事、それは家庭教育支援についての条例制定を目指すという方向であります。そして2つ目に子どもの貧困対策等に関する事としたいと思っておりますけれども、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○右松委員長 そうしましたら、先ほど条例制定を、委員の皆様の協議をしっかり重ねた上で、慎重に議論した上で目指すことに決まりましたので、参考資料としまして、政策条例策定に係るスキーム及び他県の家庭教育支援条例の制定状況について、書記に作成させておりますので配付させます。

政策条例策定に関するスキーム、こちらはもう政策条例をつくる際にこちらのほうのスキームが宮崎県議会のほうで概略として出されておりますので、それを皆様のほうにお配りをさせていただきます。

政策条例の提案の準備、そして、政策条例検討会議の開催、これは1回目であります。それから、こちらの特別委員会で政策条例の作成ワーキンググループによる検討、そして、政策条例検討会議の開催、これは2回から3回というふうなスキームになっております。

それから、あわせて他県の家庭教育支援条例の制定状況について、今、4県制定されておまして、熊本、それから鹿児島、静岡、岐阜であります。平成24年12月の熊本がまず一番最初に制定をされておまして、直近では、平成26年、昨年10月に静岡県、そして、合わせて12月に岐阜県のほうが条例を制定をしているとこ

るであります。

中身につきましては、これをまたご覧になっていただければというふうに思っております。

活動方針（案）につきましては、資料1の3のとおりであります。活動方針、こちらのほうに書いてあるとおりであります。ごらんになっていただければというふうに思っております。

県当局及び関係機関等からの意見聴取、そして、2番目に県内及び県外の実態調査、3番目に国及び関係機関への陳情ならびに要望ということになっております。

続きまして、活動計画につきましては、書記に配付をさせます。

お手元にあろうかと思えます。年間計画を立てさせていただきました。先ほどお話がありましたように、政策条例を目指していこうということになりますので、その日程でいきますと、こちらのほうの計画案になってまいります。

きょう5月28日、委員会第1回が行われまして、6月定例会開会中に2回目の委員会を行います。また、ここでさまざまな概要説明をいただく予定になっております。

それから、7月下旬、閉会中になりますけれども、ここから実際に条例について、必要性でありますとか、あるいは内容等の協議をスタートしてまいりたいというふうに思っております。

そして、7月下旬、8月下旬に県南調査、県北調査、これは宮崎県の実態、並びに隣県も含めた調査も視野に入れた調査活動になろうかというふうに思っております。

それをして、右のほうに書いております9月初旬に政策条例検討会議第1回目が開催をされます。そのときに、提案書を提出するような形になろうかと思えます。この提案につきましては、こちらのほうに書いていますとおり、政策

条例、事実の把握、条例制定の必要性、それから、実態的措置の必要性、そして、憲法、関係法令等の関係、その他ということで、これを提案するような形になろうかなというふうに思っております。

そして、9月定例会中に委員会、そして、合わせて10月下旬、この2回の委員会で具体的に内容について、これはもう委員協議が中心になろうかと思っております。やはり皆さんの意見をどんどん出していただきまして、やはり県民の皆様にも納得してもらえよう、そういう内容を盛り込むためにも、委員協議をかなり時間をとりたいというふうに思っております。

そして、10月下旬の委員会で条例の要綱案を決定をいたしまして、それを11月12日、これは予定になっておりますけれども、政策条例検討会議のほうに提出をさせていただくと。そして、合わせてパブリックコメントを11月中旬から12月中旬、30日間行うような形になろうかというふうに思います。

これは、うまく、順調にいった場合のことです。

そして、1月下旬に、閉会中でありまして、ここでパブリックコメントの実施結果について協議等を行うという形になろうかと思えます。

そして、3月上旬の政策条例検討会議、3回目でもまた報告をいたしまして、そして、2月定例会県議会のほうに上程をする。

順調にいけばの話ですけれども、こういう日程が1つの案としてできようかと思えます。

それから、貧困問題も非常に重要な課題でありますので、条例だけに特化するのではなくて、貧困問題についても、しっかりと県内、あわせて県外調査も含めて、しっかりと調査活動をし

てまいりたいと思っております。10月下旬、そして11月、あるいは1月あたりは、貧困についてもしっかりと、もちろん次の委員会もそうですけれども、そういう方向で進めていければなというふうに思っております。

これらの案につきまして、何か御意見をいただければお願いをしたいと思います。

○太田委員 政策条例を目指すということであれば、先ほどの質問の中で出てきた県の計画との関係の、うまく両輪のごとく進んでいかんという意味ね。お互いにいいデータが出れば、それを生かさないといかんだろうし。

○坂口委員 パブリックコメントから逆算していくと、9月過ぎには次のステップに入れるようにしなければならない。この委員会の任期中に条例を作る必要があるとすれば、このスケジュールは、目いっぱい組んである感じだから、スキームをつくって、その中にどういうメンバーの会議になるかわからんけれども、条例検討会議が入って、そこで何度かはやっぱり2度や3度、最低開くことになったりすれば、このスケジュールはぎりぎりのスケジュールかなという気がするんですね。

○太田委員 そこをにらんでおかないかんということですね。

○坂口委員 8月下旬までには、大方をもうまとめておかんといかんということです。

○清山委員 当委員会で条例を進めるにしても、最後の、何というか、上程が来年度の6月になるということは難しいのでしょうか。結構スケジュールがきついなと思えますが。

○右松委員長 一応、この計画は案でありますので、この流れに、まあ、順調にいけばこの案になりますけれども、それは場合によって臨機応変になっていくのかなというふうには思っ

ております。

○坂口委員 条例は、でき得ればやっぱり委員会の任期中にしたいですね。

○太田委員 今の確認すると、うちの政策条例というのは、これは順当にいったときには、時間の流れでいくと、来年の6月議会とかでやるんではなかね。（「いいえ」「年度内です」と呼ぶ者あり）

年度内に、もう2月議会で条例化を図るという意味ね。（「はい」と呼ぶ者あり）

○坂口委員 任期中でやろうということは不可能じゃないから、そのスケジュールでやっていきたいなど。

○右松委員長 委員協議をかなり時間を割いてとってまいりたいと思っておりますので。

○河野委員 支援条例を、前回、たしか調査したと思うんですけど、パブリックコメントの形が、熊本が地域で開催して、たしか声を吸い上げた経過があったと思うんですけども、それを考えると、やっぱり清山委員がおっしゃったようなこともあり得るかなと思うが。

○坂口委員 最初から排除する必要はないけど、やっぱりできるならば、それはもう不完全なものをつくるというのは避けなきゃならんけれども、我々任期中の責任を持って、やっぱりこれをつくるってことを僕は優先すべきだと思うんです。

あれもやりたい、これもやりたいって言ったら、2年でも、3年でも、それは時間が必要になってくる。

○右松委員長 それでは、そのような形で今後進めていってもよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○右松委員長 はい。ありがとうございます。

それでは、続きまして、協議事項（3）の「県

内調査について」でございます。

再度、活動計画資料をごらんください。

先ほど決定いたしました調査事項を踏まえまして、県南調査、県北調査の調査先につきまして、御意見等がありましたらお願いいたします。ちょっとこちらのほうには調査先については、具体的な例は出ささせていただいておりませんが、

○丸山委員 折角ですので、鹿児島、熊本が隣県ですので、そこは県内調査の一環として、どちらかは行って、どういうふうな進め方やったのかとか、この条例をつくった関係でどのような効果が、なかなかすぐには出ないんですが、そういうことも含めて、ちょっと県内調査の中で検討していただければありがたいのかなとは思っております。

○右松委員長 そうですね。はい。

ほかにございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○右松委員長 それでは、今の御意見を参考にさせていただきまして、県内調査先の選定につきましては、正副委員長に御一任をいただきたいと思っておりますけれども、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○右松委員長 ありがとうございます。

次に、先ほど協議いたしました調査事項を踏まえまして、次回の委員会での執行部への説明資料、要求について、皆様方の御意見をぜひよろしくお願いたします。

○清山委員 もし次、執行部資料、説明の場を設けるとすれば、先ほど坂口委員から指摘があり僕もお話しさせていただきましたけれど、具体的に学校現場で家庭教育力の低下を感じる根拠のようなものを出していただけると有り難いかなと。今日、出していただいたものは、意識

調査とかが中心だったので。教育委員会の資料の6ページに「不登校や虐待をはじめとする課題に対して、その多くは家庭環境などの要因が絡むため」と書いているのですが、それならば、教育委員会が考える家庭環境に起因する問題を具体的に出していただければと思うのですが、

○右松委員長 はい、わかりました。

○二見委員 ある程度、やっぱり年齢別に応じて、家庭教育の課題というのは違うと思うんですよね。小さい、幼児のころから小学校の低学年、高学年、中学生、高校生っていうある程度の年代層によって、それぞれの家庭教育のあり方っていうのに対する課題というか、その問題というのは違うと思うので、そこら辺が教育委員会なり、福祉保健部なりのほうが持っている、そういう資料なり、データとかあれば非常に参考になるのかなと思うんですけれども。

○右松委員長 はい、わかりました。

皆さま方、次の委員会での資料要求がありましたらお伝えします。よろしいですか。

そうしましたら、今の2つの御意見を踏まえました上で、次回の委員会の内容につきましては、正副委員長に御一任をいただくことでよろしいでしょうか。

○前屋敷委員 就学援助を受けている状況というのがわかるといいんですけれども。小学校…

○右松委員長 小学校の。

○前屋敷委員 ですね。中学校もですね。

○右松委員長 わかりました。それも要求いたします。

○丸山委員 就学資金を活用している子供たちの推移とか、そこ辺をちょっと、資金の状況も含めて……。

○右松委員長 わかりました。それはお伝えします。

よろしいでしょうか。今の3つの御意見を踏まえた上で、次回の委員会の内容につきまして、正副委員長に御一任いただくことでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○右松委員長 続きまして、次回の委員会の日程でございますけれども、次回は、6月定例会開会中、事務局案では、6月29日月曜日、午前10時から予定しておりますので、よろしく願いいたします。

最後になりますけれども、「その他」で委員の皆様から何かございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○右松委員長 よろしいでしょうか。それでは、長時間にわたりまして、以上で委員会を閉会いたします。お疲れさまでございました。

正午閉会